

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---|------|--|------|--|------|--|------|
| <p>(申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定により就学している児童生徒の保護者が申請するときは、<u>当該児童生徒が在籍する学校の校長の意見を付して、申請しなければならない。</u></p> <p>3 小学校の就学予定者の保護者は、就学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするときは、市長が定める期日までに申請しなければならない。この場合において、当該就学予定者以外の児童生徒に係る<u>準要保護者</u>として現に認定を受けているときは、<u>第1項各号</u>に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条 受給者は、申請した内容に変更が生じたとき又は支給を辞退するときは、<u>校長を経由して</u>市長に届け出なければならない。ただし、住所又は就学する学校の異動により支給対象者に該当しなくなった場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> | | | | <p>(申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 小学校の就学予定者の保護者は、就学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするときは、市長が定める期日までに申請しなければならない。この場合において、当該就学予定者以外の児童生徒に係る<u>準要保護者</u>として現に認定を受けているときは、<u>前項各号</u>に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条 受給者は、申請した内容に変更が生じたとき又は支給を辞退するときは、市長に届け出なければならない。ただし、住所又は就学する学校の異動により支給対象者に該当しなくなった場合は、この限りでない。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> | | | |
| 援助費 | 対象経費 | 支給額（年額） | 支給時期 | 援助費 | 対象経費 | 支給額（年額） | 支給時期 |
| 新入学児童生徒学用品費 | [略] | (1)小学校 <u>57,060円</u> (2)中学校 <u>63,000円</u> | [略] | 新入学児童生徒学用品費 | [略] | (1)小学校 <u>64,300円</u> (2)中学校 <u>81,000円</u> | [略] |

| | |
|--------------------|-----|
| [略] | [略] |
| [略] | [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。